

宇和島市観光物産協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は宇和島市観光物産協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を宇和島市観光情報センター内に置く。

(組 織)

第3条 本会は本会の趣旨に賛同する各種団体、法人及び個人をもって組織する。

(目 的)

第4条 本会は宇和島市及びその周辺地域における観光及び物産事業を振興し、内外観光客の誘致や物産販売の充実を図り、産業経済及び文化の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光関係諸施設の整備と改善の促進
- (2) 観光地及び観光ルートの開発並びに総合的整備の促進
- (3) 国、県及び市、並びにその他関係機関への建議、陳情及び意見具申
- (4) 郷土芸能及び闘牛の振興
- (5) 観光資源の保護、保存及び開発と利用の促進
- (6) 観光客への接遇改善等観光関係者の資質の向上
- (7) 観光物産に関する調査、研究及び情報の収集
- (8) 観光物産の宣伝及び資料の刊行
- (9) 観光土産品の開発及び改善
- (10) 宇和島圏域の物産の県外斡旋
- (11) 各種展覧会、博覧会に対する出品
- (12) 展示会、即売会などの参加、又は開催
- (13) 委託販売及び卸斡旋
- (14) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、次に掲げるものとする

- (1) 一般会員：市内の各種団体、法人及び個人で理事会の承認を得た者。
- (2) 団体会員：市内の団体、企業等の連合体で理事会の承認を得た者。
- (3) 賛助会員：本会の趣旨に賛同する宇和島市以外の各種団体、法人及び個人で理事会の承認を得た者。

(資 格)

第7条 公序良俗に反するおそれのある者は、本会の会員となることはできない。

(入 会)

第8条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に所定の事項を記入して会長宛に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、退会申込書に所定の事項を記入して会長宛に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の会則、規則又は総会の議決に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけたとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 会員としての義務を怠ったとき。

(資格の喪失)

第11条 会員は次のいずれかに該当するときは会員としての一切の権限を喪失する。

- (1) 第9条の規定により、退会したとき。
- (2) 第10条の規定により除名されたとき。
- (3) 上記に関わらず、会員本人が死亡または会員である団体等が消滅したとき。

2 前項により資格を喪失した場合に既納の会費は払い戻さない。

(会 費)

第12条 会員の会費は、一口年額2,500円とし、会員は2口以上納入しなければならない。

2 本会役員の会費は次のとおりとする。

- (1) 理事 年額 20口以上

3 団体会員の会費は年額 10 口以上とする。

第3章 役員

(役員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 部会長理事 4名
- (4) 理事 40名以内
- (5) 監事 2名

第 14 条 本会に次の役員を置くことができる。

- (1) 顧問 若干名

(役員を選任)

第 15 条 役員を選任は次に掲げる各号により行うものとする。

- (1) 理事は、第 12 条 2 項(1)において、選任する。
- (2) 監事は、総会において会員の中より選任する。
- (3) 会長は、理事の互選とする。
- (4) 副会長は、会長が指名する。
- (5) 各部会の部会長は理事の互選とする。
- (6) 顧問は会長が選任する。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とし、再任はこれを妨げない。

2 補欠によって選任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 17 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は本会事業の審議並びに推進にあたる。
- 4 部会長は会長の命を受けて部会を掌理する。
- 5 監事は本会の会計及び会務を監査する。
- 6 顧問は本会の運営に助言を行う。

(専門部会)

第 18 条 本会の事業を推進するため、次の専門部を設け理事が分掌する。

(1) 総務部

- ① 組織の検討及び改正に関すること。
- ② 会員増強の推進に関すること。
- ③ 会費の決定に関すること。
- ④ 予算の管理に関すること。
- ⑤ 国、県、市、その他関係機関への陳情及び意見具申に関すること。
- ⑥ 闘牛場（体育館）の管理運営に関すること。
- ⑦ 会員の研修や育成に関すること。

(2) 観光事業部

- ① 観光資源の保護、開発と利用に関すること。
- ② 観光施設の整備、改善に関すること。
- ③ 観光ルートの開発並びに広域観光に関すること。
- ④ 郷土芸能並びに闘牛振興に関すること。
- ⑤ 観光ボランティアガイドの育成活動に関すること。

(3) 物産事業部

- ① 宇和島圏域物産の県外斡旋に関すること。
- ② 各種展覧会、博覧会に対する出品に関すること。
- ③ 展示会、即売会などの参加、又は開催に関すること。
- ④ 委託販売並びに卸斡旋に関すること。
- ⑤ 観光土産品の推奨及び研究改善に関すること。
- ⑥ 郷土特産品の開発振興に関すること。

(4) 宣伝部

- ① 観光物産に関する調査、研究並びに情報の収集に関すること。
- ② 観光物産の宣伝並びに資料の刊行に関すること。
- ③ 広報活動（報道機関との連携）に関すること。

2 各部会に部会長1名、副部会長2名を置く。

3 各部会の副部会長は理事の中から部会長が選任する。

4 部会は必要に応じて開催し、各部の連携を密にするため合同で部会を開催する

ことができる。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

(総 会)

第20条 総会は毎年1回これを開催する。ただし会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は全会員数の半数以上の出席（委任状出席も含む）により成立する。

3 総会において議決する事項は次の通りとする。

- ① 事業報告及び収支決算の承認
- ② 事業計画及び収支予算の決定
- ③ 会則の改廃
- ④ 本会の解散
- ⑤ その他会務の遂行上、理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第21条 理事会は必要に応じて開催する。

2 理事会は、会長、副会長、専門部正副部会長及び理事をもって構成する。

3 顧問、監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会において議決する事項は次の通りとする。

- ① 総会に提案すべき事項
- ② 総会に付議すべき事項
- ③ 総会の決定にもとづく事業の施行に関する事項
- ④ 役員に関する事項
- ⑤ 会員の加入退会に関する事項
- ⑥ その他会長が必要と認めた事項

(会議の議長)

第22条 会議の議長は、会長がその任にあたる。

(表 決)

第23条 会議の議事は、出席者の過半数の同意により決定するものとし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。（委任状を含む。）

第5章 事 務 局

(事務局)

第 24 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(職 員)

第 25 条 本会に事務局長、事務局次長及び職員をおき会長が任命又は委嘱する。

2 職員は上司の命を受け、会務に従事する。

3 職員の服務については、別途定めることとし、定めのないものについては、株式会社うわじま産業振興公社の規則に準ずる。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経 費)

第 27 条 本会の経費は、会費、市補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計書類等)

第 28 条 毎年度事業終了後、次の書類を作成し、通常総会までに監事に提出して、監査を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 収支に関する決算書類

(3) その他必要な書類

2 監事は、前項の書類を受理したときには、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなくてはならない。

3 前項の書類及び報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備えておかなければならない。

第 7 章 雑 則

第 29 条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

本会則は、昭和 44 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本会則は、昭和 46 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本会則は、昭和 53 年 6 月 10 日からこれを施行する。

本会則は、昭和 57 年 4 月 30 日からこれを施行する。

本会則は、平成元年4月1日からこれを施行する。

本会則は、平成15年4月1日からこれを施行する。

本会則は、平成29年4月1日からこれを施行する。

本会則は、令和2年7月23日からこれを施行する。

宇和島市観光物産協会表彰規約

第1条 宇和島市観光物産協会（以下『協会』という。）は、この規約の定めるところにより、当市観光事業および当協会の発展に貢献したる者ならびに推奨に価する善行をしたる者（個人、団体）の労をたたえるため、これを表彰するものとする。

第2条 前条に該当する者の内、事業団体役員は10年、観光物産関係従業員および協会職員は5年以上その業務に精励し、その功績顕著なるものとする。

第3条 表彰者は、当協会会員および関係団体から推薦のあった者の中から理事会にはかり、会長がこれを決定する。

第4条 前条の推薦しようとする者は、別紙様式により毎年12月末日までに、会長にこれを提出しなければならない。

第5条 表彰は、毎年1回、定期総会において表彰するものとする。

第6条 表彰は、表彰状および記念品を贈呈し、被表彰者が死亡しているときは追彰することができる。

第7条 この規約の施行に関し、必要な事項は別に会長がこれを定める。

付 則

この規約は、昭和46年4月1日よりこれを施行する。

この規約は、昭和47年4月1日よりこれを施行する。

この規約は、平成29年4月1日よりこれを施行する。

宇和島市観光物産協会表彰推せん状

住 所 _____

職 業 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生 (歳)

- ・観光物産事業に寄与した功績（又は善行）内容

- ・その他参考事項

令和 年 月 日

宇和島市観光物産協会

会長 岡原文彰 殿

推薦者

住 所 _____

氏 名 _____

(電話: _____)

入会申込書

貴協会の趣旨に賛同し、会員として入会を申し込みます。

・年間会費 _____ 円 _____ 円

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宇和島市観光物産協会

会長 岡原文彰 殿

住 所 _____

企業名

団体名 _____

役職名

代表者名 _____

印

(電話 : _____)

(FAX : _____)

(メールアドレス : _____)

*メールアドレスは、携帯アドレスの場合、情報配信ができません。なるべくパソコンのアドレスをご記入ください。

取 扱 者 _____